



## 構造設計専門事務所・構造設計者と市民とのコラボレーションに向けて

日本建築構造設計事務所協会連合会・事務局長 永谷芳郎

2006年2月23日(金)特定非営利活動法人日本建築構造設計事務所協会連合会は、神田順先生の記念講演会と共に設立総会を終え、4ヵ月後には、活動を始める予定である。構造計算書偽造事件が無ければ、ひっそりと産声を上げる予定だった。当団体は、各地域の建築構造設計を主とする構造設計事務所の集まり(例えば、関西建築構造設計事務所協会等)の連合体である。この団体の主目的は、意匠設計事務所の下請である構造設計事務所が抱えている様々な問題を解決することであった。バブルがはじけて、構造躯体も安ければ良い。構造設計も確認申請さえ通れば良い。そういった風潮にあふれた頃に、構造計算書の偽造事件が起こった。起こるべくして起こったと考えるべきでしょう。構造躯体が健全であって初めて、住まい手に安心感を持ってもらえると胸をはれます。そういった正常な構造設計を目指すには、異常に安い構造設計料を上げ、構造監理も行う。こういった事を世間に訴え、少しでも健全な建物を増やす。計算書偽造事件のお陰で、世間は構造設計及び構造設計者の存在を認識しました。少しは説明の手間が省けました。反面、構造設計、構造設計者への不信感が充満しています。当協会をNPOとした目的の一つは、市民に建築の構造を正しく理解していただくことです。阪神大震災後、大地震の恐ろしさを感じていたにもかかわらず、確認申請と言うお墨付きが人々を騙し、大地震に遭遇しないにもかかわらず、マンションは潰されています。こうしたことから市民を守るには、市民が賢くならなければならない。その手助けは、様々な利害を直接被らない、我々、建築構造設計専門事務所に所属する建築構造設計者です。「言うは安く、行うは難く」ですが、少しでも機会を見つけて、市民に理解を得られる活動を目指して行きたいと思っています。

## 建築基本法シンポジウム「確認制度の破綻と建築基本法」

2月17日(金)18時30分から建築家会館1階ホールで、「確認制度の破綻と建築基本法」についてのシンポジウムを開催し、参加者は82名(会員33名、会員外49名)であった。

神田 順会長より、耐震偽装事件をきっかけにこれからの建築関連法のあるべき姿を議論したいとの趣旨が説明された後、建築設計者の島田喜男氏からは「審査制度への疑問」、建築技術者の筒井勲氏からは「商品としての建築の問題」、FMコンサルタントの加藤達夫氏からは「使い手からの提案」に関する話題が提供された。その後、活発な議論が交わされた。

### 趣旨説明： 神田 順(建築基本法制定準備会会長)

昨年11月に姉齒事件が起き、マスコミでも構造設計のあり方や安全の担保の仕方について、いろいろな報道がなされているが、残念なことに、国の審議会で審議されている内容は、我々が建築基本法制定で目指している方向とずれてしまっている。国、自治体、設計者がどのような責任を持つのかをもう少し明らかにする必要がある。2000年に限界耐力計算法という新しい計算法が告示で示されたが、姉齒物件であっても限界耐力計算法でチェックすると適法になる建物が出てくる

かもしれない。建築基本法制定準備会のスタンスは構造計算法を法律で規定すること自体に誤りがあるということである。

### 話題1 審査制度への疑問…島田喜男(建築設計者)

国の審議会の中間報告案では審査を厳格にするとあるが、審査の厳格化よりも、社会に信頼される設計者の育成という方向にいった欲しいと思う。例えば、設計した人に監理を義務づけてはどうか。構造計算をした人が必ず構造を監理する。そうすれば現場での経験が豊かになり、責任感のある設計者が育成されるのではないか。

### 話題2 商品としての建築の問題…筒井 勲(建築技術者)

今、問題なのは不特定多数に売る事を目的とした商品としての建築である。マンション事業者は、商品企画から設計者・施工者の選定、設計内容の決定から施工検査、宣伝、販売まで全ての実権を握っている。しかし建築の素人を装い、品質管理の責任を民間の建設会社や国に押し付けている事業者がいる。PL法では建築は対象外であるが、消費者保護のためにPL法的な法律を作るべき。住宅の品確法をもっと拡充すると、マンション事業者が自発的にピアチェックをすれば一番

問題が少ないだろう。

### 話題3 使い手からの提案・加藤達夫（FMコンサルタント）

建築基本法はまず使い手思考であって欲しい。建物は建てる為にあるのではなく使う為にある。また、建築主は素人で良いということではなく、使い手側にも建物全体を管理する責任者（ファシリティマネージャ）を置くという責任体制を作っていけば、問題は解決に向かうだろう。

**討論 参加者（弁護士）** 昨年の12月10日の朝日新聞朝刊に建築確認機関に実態を無視した出来ない事を求めても無駄だという記事を書いた。建築確認制度を厳格化していくと、最低限度の建物が出来れば良いという社会になってしまうのではないか。これは基準法を作った人達が本来意図していた事ではないはず。良い建築を造る為の法律制度をどうして行くかという事を考えるべき。

**参加者（行政OB）** 法律では一つの答えしか出たはいけない。一番良い例が崖の定義であろう。30°を崖の定義としたが、その時に想定していたのはせいぜい10mくらいの崖だった。一度30°と決めてしまうと100mくらい延々と続く29.9°の崖でも法律の対象外となるが、斜面崩壊のメカニズムが全く変わってきて崖崩れが続発した。一度法律を作ってしまうとこの30°と言う定義は昭和38年以来全然変えられない。技術的な事を法律にするのは非常に難しいことである。

**参加者（マンション管理組合役員）** 制度が厳格になるとというのは感覚的には私個人としても嫌だが、どこに責任があるのかが分からないというのが一番不安である。誰が責任を負うのか、買った人間が悪いのか、売った人間が悪いのか、作った人間が悪いのか、設計をした人が悪いのか、どこにも責任が無く国も責任を問われない。このような無責任体制は、どこから起こってきているのか。

**神田（会長）** 姉齒問題のような場合は構造設計者なので、構造が分かっている人が判断をして、そこで誤りや意図的なミスがあったりすれば、その人が第一義的に責任を取るといふことになると思う。しかし責任を取る範囲はその人が貰ったフィーの額に依らず、保険制度で経済

的な面での責任を取るしかない。

**参加者（弁護士）** 金融機関の責任をもう少し明確にしても良いのではないか。デベロッパーは金融機関からお金を借りてマンションを建てるのだから、金融機関にも建てたに等しい責任があってもおかしくない。

**神田（会長）** 金融機関の責任の話が出たが、米国等を中心にPMLという概念があり、日本でも随分使われるようになっている。安全をどう考えるかということが法律任せということではなく、投資家が地震に対するリスクを自分たちで評価し、判断をして答えを出すという仕組みに繋がっていくという期待を持っている。

**参加者（マンション管理組合役員）** そもそも建築確認制度という形で曖昧にして放置した責任は国にあるのではないかと、責任のなすり付け合いをしている。そういうことで困るのは居住者である。専門的分野は専門家が責任を負う形の制度作りが必要である。

**参加者（構造設計家）** 建築家賠償保険というのがある。保険と言っても、払った金額の半分くらいしか戻ってこないようで、それだけ経費がかかるからだと思うが、質を見極めるといったかなり限られた範囲でないと成り立たないという基本的な問題がある。

**黒木（司会）** 保険の制度設計は保険金詐欺との戦いだと専門家から聞いたことがある。自動車事故でもいかに大変な審査が行われ保険料が支払われるかということを経験すると、何十億という支払い額になる建築の場合、保険会社には想像を絶する経費が考えられ、やはりなかなか手を出しにくいであろうということもあると思う。これは建築界にとってある意味では非常に大きなテーマの一つではないかと個人的には考えている。

**神田（会長）** 国の中間報告では、確認制度が安全の根幹であるという一文がある。行政はそもそも責任を取らないのにあたかも責任が取れるという形で改正が進むのは、大きな問題だと思う。行政に対してちゃんと物申すことの出来る議論の枠が必要である。 以上（文責：伊香賀俊治）

## 事務局からのお知らせ

### (1) 建築基本法制定準備会平成18年度総会のお知らせ

下記の通り総会を開催します。奮ってご参加ください。詳細は同封のご案内を参照下さい。

日時： 平成18年6月8日(木) 18:30~20:30 総会 ・基本法幹事会（案）の提案など
場所： 建築家会館ホール Tel 03-3401-6281 東京都渋谷区神宮前2-3-16

### (2) 事務局連絡先

電話： 03-3284-2071 FAX： 03-3284-2072
住所： 〒211-0025 川崎市中原区木月 357 建築設計事務所アトリエ71
E-mail： info@kiahonho.jp
URL： http://www.kiahonho.jp

### (3) 年会費（5000円）のお願い

振込み先：三菱東京UFJ新宿中央支店  
口座名：建築基本法制定準備会事務局  
口座番号：(普) 5699064